

人権尊重に関する方針

1. 趣旨

当社は「この街にタネをまこう」というスローガンのもと、地域に根ざした持続可能な事業を育んでまいりました。

人権尊重は、そのすべての活動を支える基本的な土台であり、未来の世代が安心して暮らし、働き、学べる社会の実現に直結するものです。

本方針は、役職員一人ひとりが人権の重要性を認識し、日々の業務の中でこれを遵守・実践することを目的として定めます。

2. 基本的な考え方

- 当社は、「国際人権章典」や「ビジネスと人権に関する指導原則」などの国際的な人権規範を支持・尊重します。
- 当社のすべての役職員に本方針を適用し、グループ会社、サプライヤー、ビジネスパートナーを含むバリューチェーン全体においても人権尊重を求めます。

3. 尊重すべき人権課題

【労働における人権】

差別の禁止、非人道的な扱いの禁止、安全で健康的な労働環境の提供、結社の自由および団体交渉権の尊重、適切な労働時間・賃金の確保、強制労働・児童労働の禁止。

【その他の重要課題】

先住民・地域コミュニティの権利尊重、地球環境への配慮、ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン（DE&I）の推進。

4. 行動規範

1. 【人権デューデリジエンス】

業務における人権への負の影響を特定し、その防止・軽減に努めるとともに、万一明らかになった場合は速やかに是正します。

2. 【相談・報告】

人権に関する懸念や問題に気づいた場合は、速やかに所定の窓口に相談・報告してください

さい。

- 相談窓口：本社人事
- 連絡先：office2@akiyamas.co.jp

※相談・報告を行ったことによる不利益な取り扱いは一切ありません。

3. 【国際基準の尊重】

事業活動を行う国や地域の法令と国際基準が矛盾する場合は、国際基準を尊重する方法を追求します。

5. 繼続的な取り組み

1. 【教育・啓発】

すべての役職員を対象に、人権尊重に関する研修・啓発活動を定期的に実施します。

2. 【ガバナンス・管理体制】

人権方針の遵守状況は、サステナビリティ委員会および取締役会において定期的に討議・報告し、実効性の確保に努めます。

3. 【情報開示】

人権尊重に関する取り組みの進捗状況を定期的に開示し、透明性の確保に努めます。

6. 結び

当社は、伊勢原の人々とともに歩み、

「まいたタネがやがて実を結び、次世代へとつながる」――

その未来を実現する担い手は、私たち役職員一人ひとりです。

今後も人権尊重を胸に、この街にタネをまき続けてまいります。

2025年9月1日

A'Sホールディングス株式会社

代表取締役 秋山 哲也